令和2年第3回東広島市議会定例会

議案

承認案第149号	専決処分の承認について・・・・・・・・・ 1
諮問第150号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
諮問第151号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諮問第152号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
同意案第153号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
同意案第154号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につ いて・・・・・・・・・・・・ 1 2
議案第155号	財産の取得について・・・・・・・・・・ 1 4
議案第156号	財産の取得について・・・・・・・・・・・ 1 6
議案第157号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・ 18
議案第158号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・ 20
議案第159号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・ 2 2
議案第160号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・ 2 4

議案	第	1	6	1	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
議案	第	1	6	2	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
議案	第	1	6	3	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
議案	第	1	6	4	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
議案	第	1	6	5	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
議案	第	1	6	6	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
議案	第	1	6	7	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
議案	第	1	6	8	뭉	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
議案	第	1	6	9	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
議案	第	1	7	0	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
議案	第	1	7	1	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
議案	第	1	7	2	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
議案	第	1	7	3	号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
議案	第	1	7	4	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
議案	第	1	7	5	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4

1	7	6	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
1	7	7	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
1	7	8	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
1	7	9	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
1	8	0	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
1	8	1	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
1	8	2	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
1	8	3	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
1	8	4	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
1	8	5	号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
1	8	6	号	市道の路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
1	8	7	号	公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
1	8	8	号	委託契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
1	8	9	号		8 2
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 7 1 7 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	1 7 7 1 7 8 1 7 9 1 8 0 1 8 1 1 8 3 1 8 4 1 8 5 1 8 6 1 8 7 1 8 8	1 7 7 号 1 7 8 号 1 7 9 号 1 8 9 号 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 8 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <t< td=""><td>183号 財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td></t<>	183号 財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

議案第190		公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
議案第191		東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 7
議案第192		東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
議案第193	•	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 2
議案第194		東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 4
議案第195		東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
議案第196		東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
議案第197	•	東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部 改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 2

承認案第149号

専決処分の承認について

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約を締結することについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。一略一
- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)の請負契約を次のとおり締結することについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和2年8月3日

東広島市長 髙 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和2年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害 復旧事業河内地区災害復旧工事(2-2)

- 2 契約の方法条件付一般競争入札
- 3 契約金額 4億7,885万7,500円
- 4 契約の相手方 東広島市豊栄町安宿5015番地の5 株式会社東豊建設 代表取締役 一 楽 日 月

諮問第150号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 岡 由 美

人権擁護委員が令和2年4月30日をもって解嘱されたため、当該委員の候補者 として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第151号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 生 田 一 人

人権擁護委員の任期が令和2年12月31日をもって満了するため、当該委員の 候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第152号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 山 本 かおる

人権擁護委員の任期が令和2年12月31日をもって満了するため、当該委員の 候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第153号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 髙 橋 康 裕

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和2年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務が ある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村 の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

同意案第154号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

住 所 東広島市

氏 名 三 保 信 幸

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和2年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務が ある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村 の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第155号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 種別 動産
 - (2) 種類 消防用車両
 - (3) 品名 小型動力ポンプ付積載車
 - (4) 数量 3台
- 2 取得価格

2,526万4,800円

3 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2

中下モータース有限会社

代表取締役 中 下 智 洋

東広島市消防団第四方面隊川上分団、第十方面隊第一分団及び第十方面隊第三分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略一)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第156号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 種別 動産
 - (2) 種類 救急用車両
 - (3) 品名 高規格救急自動車
 - (4) 数量 4台
- 2 取得価格

1億2,802万6,800円

3 相手方

東広島市西条町御薗宇6466番地3

広島トヨタ自動車株式会社西条店

店長 飯 盛 公 一

東広島消防署西分署、東広島消防署北分署、東広島消防署安芸津分署及び大崎上 島消防署に配備する高規格救急自動車を買い入れるに当たり、その予定価格が2, 000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略一)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第157号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋高美が丘四丁目29番1号
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 91.92平方メートル
- 2 相手方

東広島市高屋高美が丘四丁目 2 9 番 1 号 高美が丘四丁目コミュニティ会館管理運営委員会 委員長 吉 嵜 寛

高美が丘四丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘四丁目コミュニティ会館管理 運営委員会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第158号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市高屋高美が丘七丁目10番2号
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 91.28平方メートル
- 2 相手方

東広島市高屋高美が丘七丁目10番2号 高美が丘七丁目自治会

会長 松 嶋 常 雄

高美が丘七丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘七丁目自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第159号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 79.08平方メートル
- 2 相手方

東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号 高美が丘八丁目自治会

会長 大髙下 利 彦

高美が丘八丁目コミュニティ会館の建物を高美が丘八丁目自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第160号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町津江1535番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 130.84平方メートル
- 2 相手方

東広島市黒瀬町津江2107番地4

田代自治会

自治会長 槌 本 敏 雄

田代会館の建物を田代自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第161号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市豊栄町乃美3691番地1
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 104.30平方メートル
- 2 相手方

東広島市豊栄町乃美3691番地1

北組集会所管理会

会長 津 島 久 利

北組集会所の建物を北組集会所管理会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第162号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市河内町小田1773番地3
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 68.60平方メートル
- 2 相手方

東広島市河内町小田1773番地3

小田8の組自治会

会長 小早川 正 治

8の組コミュニティホームの建物を小田8の組自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第163号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

1 財産の表示

建物

- (1) 浜地区集会所
 - ア 所在 東広島市安芸津町三津4106番地59
 - イ 構造 木造平屋建て
 - ウ 延べ面積 182.98平方メートル
- (2) 倉庫
 - ア 所在 東広島市安芸津町三津4106番地59
 - イ 構造 木造平屋建て
 - ウ 延べ面積 21.66平方メートル
- 2 相手方

東広島市安芸津町三津4106番地59

港区

区長 倉 本 正 行

浜地区集会所の建物を港区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求める ものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第164号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋町小谷3564番地1
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 136.64平方メートル
- 2 相手方

東広島市高屋町小谷3564番地1

日名条区

区長 奥 戸 政 行

小谷福寿会館の建物を日名条区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第165号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋町重兼145番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 105.99平方メートル
- 2 相手方

東広島市高屋町重兼145番地 重兼を住みよくする会

会長 福 原 新一郎

重兼老人集会所の建物を重兼を住みよくする会に無償で譲渡することについて、 議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第166号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町国近778番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 285.69平方メートル
- 2 相手方

東広島市黒瀬町国近1711番地1

保田区

区長 網 川 実 歳

下板城地区老人会館の建物を保田区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第167号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町小多田1187番地3
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 99.97平方メートル
- 2 相手方

東広島市黒瀬町小多田1187番地3

梶屋迫区

区長 北土井 好 夫

梶屋迫老人集会所の建物を梶屋迫区に無償で譲渡することについて、議会の議決 を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第168号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町丸山947番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 75.69平方メートル
- 2 相手方

東広島市黒瀬町丸山947番地

日ノ出会

講中頭 中 野 照 文

丸山日の出老人集会所の建物を日ノ出会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第169号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町丸山10163番地1
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 125.47平方メートル
- 2 相手方

東広島市黒瀬町丸山163番地1

丸山会

会長 岡 田 博 陽

丸山老人集会所の建物を丸山会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第170号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市福富町上竹仁247番地4
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 104.25平方メートル
- 2 相手方

東広島市福富町上竹仁272番地

新開自治会

会長 大 石 伸 明

新開老人集会所の建物を新開自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第171号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市福富町上竹仁312番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 126.28平方メートル
- 2 相手方

東広島市福富町上竹仁331番地6

中組自治会

会長 山 崎 晴 幸

中組老人集会所の建物を中組自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第172号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市福富町上戸野2224番地
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 105.58平方メートル
- 2 相手方

東広島市福富町上戸野2162番地2

平上老人集会所管理組合

会長 世 戸 邦 夫

平上老人集会所の建物を平上老人集会所管理組合に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第173号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市河内町河戸2916番地6
 - (2) 種別 建物
 - (3) 構造 木造平屋建て
 - (4) 延べ面積 101.64平方メートル
- 2 相手方

東広島市河内町河戸2916番地6

月の瀬自治会

会長 古 田 正 晴

河戸老人集会所の建物を月の瀬自治会に無償で譲渡することについて、議会の議 決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第174号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋高美が丘四丁目29番1
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 260.34平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市高屋高美が丘四丁目 2 9 番 1 号 高美が丘四丁目コミュニティ会館管理運営委員会 委員長 吉 嵜 寛

高美が丘四丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第175号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋高美が丘七丁目10番2
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 251.34平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市高屋高美が丘七丁目10番2号

高美が丘七丁目自治会

会長 松 嶋 常 雄

高美が丘七丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第176号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋高美が丘八丁目17番1
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 343.08平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市高屋高美が丘八丁目17番1号

高美が丘八丁目自治会

会長 大髙下 利 彦

高美が丘八丁目コミュニティ会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に 供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の 議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第177号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町津江字御堂反1535番
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 449.81平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町津江2107番地4

田代自治会

自治会長 槌 本 敏 雄

田代会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第178号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市豊栄町乃美3690番1ほか10筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 630.37平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市豊栄町乃美3691番地1

北組集会所管理会

会長 津 島 久 利

北組集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第179号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市河内町小田字宮沖1773番1ほか1筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 517.41平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市河内町小田1773番地3

小田8の組自治会

会長 小早川 正 治

8の組コミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第180号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市安芸津町三津字浜町4106番59
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 雑種地
 - (4) 面積 1,599平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市安芸津町三津4106番地59

港区

区長 倉 本 正 行

浜地区集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を 当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるもので ある。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第181号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市高屋町小谷3564番1の一部
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 443.55平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市高屋町小谷3564番地1

日名条区

区長 奥 戸 政 行

小谷福寿会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を 当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるもので ある。

(根拠法令)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第182号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町国近字東垣内777番ほか2筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地、原野及び田
 - (4) 面積 958.6平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町国近1711番地1

保田区

区長 網 川 実 歳

下板城地区老人会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている 土地及び駐車場用地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会 の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第183号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町小多田字山下1187番3ほか3筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 田及び原野
 - (4) 面積 348.53平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町小多田1187番地3

梶屋迫区

区長 北土井 好 夫

梶屋迫老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土 地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるも のである。

(根拠法令)

地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第184号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市黒瀬町丸山字山添947番ほか1筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 290.44平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町丸山947番地

日ノ出会

講中頭 中 野 照 文

丸山日の出老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第185号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 財産の表示
 - (1) 所在 東広島市福富町上戸野字桶峠2223番1ほか2筆
 - (2) 種別 土地
 - (3) 地目 畑及び宅地
 - (4) 面積 1,205.65平方メートル
- 2 貸付期間

令和2年11月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市福富町上戸野2162番地2

平上老人集会所管理組合

会長 世 戸 邦 夫

平上老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支 払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付 けること。

議案第186号

市道の路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

路線名	起点	終点	重要な 経過地
寺家南 6 6 号線	東広島市西条町寺家字友	東広島市西条町寺家字友	
	松4881番1地先	松4867番6地先	
大沢46号線	東広島市西条町大沢字下	東広島市西条町大沢字下	
	北654番7地先	北654番9地先	
城ケ原2号線	東広島市黒瀬町市飯田字	東広島市黒瀬町市飯田字	
	城ケ原1047番14地	城ケ原1047番19地	
	先	先	

住宅団地内の道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第187号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市立図書館設置及び管理条例(平成27年東広島市条例第43号)に基づき設置された東広島市立図書館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行	指定管理者として指定を受けるもの		
わせる公の施設の名称	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
東広島市立中央図書館	TRC・シナジーグルー	東京都文京区大塚三丁目	
東広島市立サンスクエ	プ	1番1号	
ア児童青少年図書館	代表者		
東広島市立黒瀬図書館	株式会社図書館流通セン		
東広島市立福富図書館	ター		
東広島市立豊栄図書館	代表取締役 細川 博史		
東広島市立河内こども	構成員		
図書館	株式会社シナジー		
東広島市立安芸津図書	代表取締役 樽本 陽輔		
館			

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

東広島市立図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第188号

委託契約の締結について

東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

- 1 契約の目的東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務
- 2 契約の方法随意契約
- 3 契約金額 4億3,450万円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー ネットワンシステムズ株式会社 代表取締役 荒 井 透

東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約を締結するに 当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求める ものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第189号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年東広島市条例第13号)の一部を 次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって次に掲げるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の身体に接触して、又は患者等に接して行う検体の採取及び当該採取 を補助する作業
 - (2) 患者等の搬送及び移送並びにこれらの作業に使用した車両その他の物件の消毒その他の処理作業
 - (3) 前2号に掲げる作業に準ずる作業として市長が認める作業
- 3 前項の手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき3,000円

(患者等の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として市長が認める作業に従事した場合にあっては、4,00 0円)とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

防疫等作業従事職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症に対処するために行われた措置に係る作業に従事した場合の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第190号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年東広島市条例第7号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下 ば、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一般社団法人ディスカバー東広島 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員を派遣してその業務に従事させることができる団体に、一般社団法人ディスカバー東広島を追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)

- 第2条 任命権者(一略一)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。)との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(一略一)を派遣することができる。
 - (1) 一般社団法人又は一般財団法人

議案第191号

東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の一部改正について

東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例

(東広島市税条例の一部改正)

第1条 東広島市税条例(昭和49年東広島市条例第33号)の一部を次のように 改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第6 1条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の右に 「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 22 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。
- 第2条 東広島市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「 第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。 (東広島市都市計画税条例の一部改正)

第3条 東広島市都市計画税条例(昭和59年東広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の右に「若しくは第61条」を加える。

第4条 東広島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東広島市税条例の規定は、令和3年度以後の年度 分の固定資産税について適用する。

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、固定資産税に係る新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための特例措置を講ずるとともに、 所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第192号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例(昭和55年東広島市条例第2 5号)の一部を次のように改正する。

別表第1高美が丘四丁目コミュニティ会館の項から高美が丘八丁目コミュニティ会館の項まで、田代会館の項、北組集会所の項、8の組コミュニティホームの項及び浜地区集会所の項を削る。

別表第2中浜コミュニティ広場の項を削る。

附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所及び中浜コミュニティ広場を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ を定めなければならない。

議案第193号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市老人集会所設置及び管理条例(昭和52年東広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表小谷福寿会館の項から丸山老人集会所の項まで、新開老人集会所の項から平 上老人集会所の項まで及び河戸老人集会所の項を削る。

附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

東広島市老人集会所を無償で譲渡することに伴い、当該東広島市老人集会所を廃 止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ を定めなければならない。

議案第194号

東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年東広島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」の右に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)である者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることその他やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。附則第2項及び第3項において同じ。)である者を前項に規定する管理者とすることができる。

第31条中「第3章」を「前章」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(管理者に係る経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「第4条第2項」を「第4条第2項本文」に、「(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)」を「である者」に、「第4条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている指定居宅介護支援事業所の同日における第4条第1項に規定する管理者が前項の規定により介護支援専門員である者である場合には、同日の翌日から令和9年3月31日までの間は、同条第2項本文の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を当該指定居宅介護支援事業所の同条第1項に規定する管理者とすることができる。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定及び 附則第2項の改正規定(「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改 める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所ごとに置く管理者の要件の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法(平成9年法律第123号)

第81条

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、 市町村の条例で定める。

議案第195号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例(昭和62年東広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1西高屋駅前第1自転車駐車場の項中「東広島市高屋町中島451番地5地先」を「東広島市高屋町中島450番地23」に改め、同表西高屋駅前第2自転車駐車場の項中「東広島市高屋町中島645番地5地先」を「東広島市高屋町中島631番地15」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

西高屋駅前第1自転車駐車場及び西高屋駅前第2自転車駐車場の敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、これらの自転車駐車場の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ を定めなければならない。

議案第196号

東広島市立図書館設置及び管理条例の一部改正について

東広島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市立図書館設置及び管理条例(平成27年東広島市条例第43号)の一部 を次のように改正する。

第7条第1項中「午前10時から午後6時まで」を「次の各号に掲げる図書館の 区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、移動図書館の開館時間は、教育委員会が規則で定める。

第7条第1項に次の各号を加える。

- (1) 東広島市立中央図書館 午前9時(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号。次条第1項において「祝日法」という。) に規定する休日にあっては、午前10時)から午後6時まで
- (2) 東広島市立サンスクエア児童青少年図書館 午前10時から午後8時(日曜日及び土曜日にあっては、午後6時)まで
- (3) 東広島市立黒瀬図書館 午前10時から午後7時(日曜日及び土曜日にあっては、午後6時)まで
- (4) 東広島市立福富図書館 午前10時から午後6時まで
- (5) 東広島市立豊栄図書館 午前9時から午後5時まで
- (6) 東広島市立河内こども図書館 午前10時から午後6時まで
- (7) 東広島市立安芸津図書館 午前10時から午後6時まで
- 第8条第1項中「次の表のとおり」を「次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、

当該各号に定める日」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 中央図書館 次に掲げる日
 - ア 月曜日(その日が祝日法第3条第1項又は第3項に規定する休日(元日を除く。)に当たるときは、その直後の同条第1項又は第3項に規定する休日でない日)
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ウ 館内整理日(図書館資料の整理を行う日として1月につき1日を超えない 範囲内で館長が定める日をいう。次号において同じ。)
 - エ 特別整理日(図書館資料の整理を行う期間として1年につき9日を超えない範囲内で館長が定める期間に属する日をいう。次号において同じ。)
- (2) 地域図書館及び移動図書館 次に掲げる日
 - ア 月曜日 (移動図書館にあっては、日曜日、月曜日及び土曜日)
 - イ 祝日法第3条に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く。)
 - 工 館内整理日
 - 才 特別整理日

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市立図書館の開館時間及び休館日を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

図書館法(昭和25年法律第118号)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体 の条例で定めなければならない。

議案第197号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

東広島市長 髙 垣 廣 徳

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市市民体育施設設置及び管理条例(昭和55年東広島市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表八本松市民プールの項、清武西区民プールの項及び小田区民プ ールの項を削る。

別表第3八本松市民プールの項を削り、同表安宿区民プール、清武西区民プール、能良区民プール及び小田区民プールの項中「、清武西区民プール、」を「及び」に改め、「及び小田区民プール」を削る。

別表第4の2中(1)の表を削り、(2)の表を(1)の表とし、別表第4の2(3)の表中 「、清武西区民プール」を削り、同表を別表第4の2(2)の表とする。

附則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

八本松市民プール、清武西区民プール及び小田区民プールを廃止するため、この 条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ を定めなければならない。